CORPORATE GOVERNANCE

NITTA CORPORATION

# 最終更新日:2018年6月28日 ニッタ株式会社

代表取締役社長 新田元庸

問合せ先:経営管理グループ 06-6563-1217

証券コード:5186

http://www.nitta.co.jp

## 当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1.基本的な考え方

当社は、公正な事業活動を通じて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組むことが株主の付託に応える企業経営の基本的使命であると考えます。加えて、従業員、取引先、顧客、地域社会、地球環境といった株主以外のステークホルダーに対する責任も遂行していかなければなりません。

このような考え方に基づく企業経営の実践に当たっては、「意思決定の迅速化と的確性の確保」、「経営の透明性向上」、「ディスクロージャー(情報開示)および「Rの充実」、「コンプライアンス体制を含むリスクマネジメントの強化」等のコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識し、マネジメントシステムの刷新等を通じて、その強化・充実を推進しております。これらを実践するため、「コーポレートガバナンス方針」を定めており、当社ホームページに公表しております。

コーポレートガバナンスに関する基本的考え方ならびにコーポレートガバナンス方針

 $http://www.nitta.co.jp/ntresources \_uploads/2015/11/corporate\%20\_governance.pdf$ 

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4.いわゆる政策保有株式】

当社の政策保有株式の保有の方針につきましては、事業提携の強化、取引関係の強化、情報収集等を主な目的としており、それぞれの目的ごとに所期の効果をあげているか、当該企業の業績、株価の状況、配当動向等を検討し、保有リスクの最小化や中長期的な経済合理性等を検証した上で、継続の是非を判断しております。

また、政策保有株式に係る議決権行使につきましては、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、当該企業の企業価値向上につながるかどうかなどを総合的に勘案して行っております。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引については、取締役が、会社法第356条に定める自己または第三者のために当会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき、または当会社と取引をしようとするとき、および当会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において当会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするときは、取締役会において、その取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならず、当該取引をした取締役は、会社法第365条に基づき、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならないと取締役会規程に定めています。

また、これに該当しない関連会社との取引については、経営会議において取引の目的、選定プロセス、独立当事者間価格であるかの協議をし、価格その他の取引条件については市場価格を勘案し、一般取引条件と同様に決定している旨を確認の上、当該取引の承認を行い、取締役会に報告しております。

【原則3-1.情報開示の充実】

(i) 当社は、平成29年3月18日に従来の「経営理念」・「経営指針」を改訂し、「(新)NITTAグループ理念」を策定しております。また、グループ全体で、企業価値観・倫理観を共有し、これを実践していくことを目的に、「ニッタグループ行動憲章」を改訂し「(新)NITTAグループ行動憲章」を制定しております。これらは当社ウェブサイトに掲示しております。

https://www.nitta.co.jp/company/management\_philosophy/

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的考え方と方針につきましては、上記[-1.の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」に記載するとともに、当社ウェブサイトに掲示しております。

http://www.nitta.co.jp/ntresources\_uploads/2015/11/corporate%20\_governance.pdf

(iii) 経営陣幹部·取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針および手続きについては、この報告書の - 1【取締役報酬関係】に記載しております。

(iv) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

当社は、取締役会で取締役・監査役候補者案並びに執行役員候補者案を審議し、取締役・監査役を新任または再任するときは、候補者の有する経験・知識、業績評価を踏まえた上で、取締役会が候補者の指名を行い、株主総会の決議により決定します。執行役員を新任または再任するときは、候補者の有する経験・知識、業績評価を踏まえた上で、取締役会の決議により決定します。

また、取締役・執行役員候補者案を審議するにあたり、以下の要素を検討します。

- ・新任の取締役を推薦するにあたっては、会社の内外を問わず、企業経営の諸問題に精通し、人格・識見ともに優れ、経営者として職務を全うすることのできる者
- ·新任の執行役員を推薦するにあたっては、企業経営をよく理解するとともに会社の業務に精通し人格·識見·実行力ともに優れ、その職務を全うすることのできる者

また、指名等の特に重要な事項に関する検討にあたっては、複数名の独立社外取締役から適切な関与・助言を得ております。

#### (v) 個々の選任·指名についての説明

当社は、株主総会において、取締役・監査役の候補者を提案する場合には、招集通知の株主総会参考書類において当該候補者とした理由を説 明しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の決議事項と委任の範囲】

取締役会は、法令による取締役会の専決事項ならびに「取締役会規程」に定める決議事項を審議・決定いたします。それ以外の業務執行の権限 および責任の範囲については、「職務権限規程」、「稟議決裁規程」ならびに「関係会社管理規程」により適切に定め、効率的に職務執行する体制 を確保しております。

【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用】

取締役会においては、業務執行に対する独立した立場から監督が行われることを期して独立社外取締役を複数名選任することで、経営の透明性・健全性の高い企業統治体制としております。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の社外役員の独立性に関する基準に関しましては、平成22年の取引所の定める「上場管理等に関するガイドライン」における社外役員の独立性に関する判断基準に準拠しており、また、平成24年の取引所の上場規則改正の属性情報に関しても同様としておりますが、選任に当たっては、以下の基準に該当しない場合、社外役員に独立性があると判断しております。

- ・当該社外役員の2親等以内の親族が、現在又は過去において、当社又は当社子会社の業務執行者として在籍していた場合
- ·当該社外役員が、現在、業務執行者・使用人として在籍する会社と当社グループにおいて取引があり、その取引金額がいずれかの連結売上高の2%を超える場合
- ・当該社外役員が、現在、業務執行者・使用人として在籍する会社が、当社グループが借入れをしている金融機関であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関からの全借入額が10億円を超える場合
- ・当該社外役員が、コンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家として、当社グループから、役員報酬以外に直前事業年度において1,000万円以上の財産を得ている場合
- ・当該社外取締役が、現在、業務執行者・使用人として在籍している相手先に対して、当社が直前事業年度において500万円以上の寄附を行っている場合

【補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス・多様性・規模に関する考え方】

当社は、取締役を推薦するにあたっては、会社の内外を問わず、企業経営の諸問題に精通し、人格・識見ともに優れ、経営の重要課題に関する知識の研鑽及び経験の蓄積を通じて、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる人材を選任しております。

また、社外取締役を推薦するにあたっては、専門分野を含めた幅広い経験、見識を当社の経営の意思決定に反映でき、また、公正・中立な立場で 業務執行の妥当性を監督できる人材を選任しております。

そのため、社外取締役の独立性に関する基準に関しましては、平成22年の取引所の定める「上場管理等に関するガイドライン」における社外役員 の独立性に関する判断基準に準拠しており、また、平成24年の取引所の上場規則改正の属性情報に関しても同様としておりますが、選任にあ たっては、当社で軽微基準を設定し、それに基づいております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況】

当社は、取締役候補者・監査役候補者および取締役・監査役の重要な兼任状況を「株主総会招集ご通知」の参考書類並びに事業報告4.(1)取締役及び監査役の氏名等において毎年開示しております。また、社外役員の重要な会議への出席状況ならびに発言の状況についても、「株主総会招集ご通知」の事業報告4.(3)社外役員に関する事項において毎年開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性評価】

当社では、取締役会の実効性について、社外を含む全ての取締役および監査役に対してアンケートを実施し、その結果を取締役会に報告しております。その概要は以下の通りです。

- ・取締役会は、取締役・監査役の人数、社外取締役の割合及び求められる専門的知識・経験などの点で適切性が確保されている。
- ・取締役会の運営において、社外取締役や監査役が自由に意見を述べることが出来る状況が確保されている。
- ・取締役会は、個々の議題の審議に十分な時間が確保されるなど、適切な議題の設定と慎重な意思決定が確保されている。など、肯定的な評価を得ており、取締役会の実効性が概ね確保できていると分析・評価しております。
- 一方で、取締役会の構成員の多様性の確保や取締役の報酬基準について今後検討していく必要性があるとの意見もありました。意見を踏まえて、取締役会の更なる充実を図ってまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社の取締役は、常に時代の動向、経営環境および市場の変化を的確に把握すると共に、それらに適合した新しい知識と技術の習得に努め、豊かな創造性、人間性を求めて自らの資質の向上に努めなければならないと「役員規程」に定めております。監査役は、監査機能の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、常に監査品質の向上に向けた自己研鑽に努めなければならないと「監査役監査基準」に定めております。加えて、会社は必要に応じて継続的にそのために必要な教育を受ける機会を提供しております。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を、以下の通り定めております。

- ・株主との対話全般についての統括責任者は、経営管理グループ担当役員としております。
- ・IR担当部署は経営管理グループで、経営戦略室、総務CSRグループ等と連携し、法定開示情報ならびに投資家の皆様にとって有益な情報についても、適時・適切に発表しております。
- ・アナリスト・機関投資家を対象とした年2回の決算説明会、スモールミーティングや個人投資家を対象とした投資家向説明会では、社長が出席・説明し、対話することにより、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を深めて頂〈努力をしています。また、上記のほかIR担当による個別訪問や電話会議を実施しております。

- ・経営管理グループが、対話を通じて把握した株主のみならず機関投資家の意見や懸念などを取締役会等に報告し、情報を共有するとともに、今 後の経営に活かしていきます。
- ・対話に関わる担当者は、東京証券取引所が実施するインサイダー情報に関するセミナーへの出席を義務付けております。また、社内にインサイ ダー情報が発生する際には、社内規程に基づいて、当該情報の管理を徹底しております。

## 2.資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

## 【大株主の状況】 更新



氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新田ゴム工業株式会社	2,842,052	9.71
アイビーピー株式会社	2,301,000	7.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,564,500	5.34
合同会社オンガホールディングス	1,430,500	4.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,329,700	4.54
JP MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	1,276,100	4.36
ニッタ取引先持株会	943,800	3.22
GOLDMAN. SACHS& CO.REG	637,840	2.18
ニッタ共栄会	582,400	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	519,000	1.77

支配株主	(親会社	Lを除く	()の有無
------	------	------	-------

親会社の有無

なし

補足説明

## 3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京第一部
決算期	3月
業種	ゴム製品
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## 1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

## 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

#### 会社との関係(1)

氏名		会社との関係( )										
<b>戊</b> 哲	<b>月</b> 11年	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
菅 充行	弁護士											
中尾 正孝	公認会計士											

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d. e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菅 充行		社外取締役の菅充行氏は、堺筋共同法 律事務所に所属する弁護士ですが、当社 と同事務所の取引の規模、性質に照らし て、株主・投資者の判断に影響を及ぼす おそれはないと判断されることから、概要 の記載を省略しています。	専門分野を含めた幅広い経験、見識を当社の経営の意思決定に反映いただくため。また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者(二親等)に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で業務執行の妥当性を監督いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定しています。

専門分野を含めた幅広い経験、見識を当社の経営の意思決定に反映いただくため。 また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたは、中尾正孝・武・はそれらの近親者(二親等)に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で業務執行の妥当性を監督いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4名

しています。

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

#### 監査役と会計監査人の連携状況

当社では、監査役と会計監査人との定期的会合は、年5回開催しております。会合の内容は、監査の実施状況(監査日数、往査場所、監査手順の概要、期末残高監査の概要ほか)、監査計画、監査体制、指摘事項などです。定期的会合のほかに、実地棚卸立会い時に同行し、監査状況および指摘事項の確認を行っております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

当社では、監査役と内部監査部門との会合は、毎月開催しております。会合の内容は、監査計画および監査の実施状況(内部統制システムに関する監査報告書)、改善勧告の報告です。また、会合時に意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2名

## 会社との関係(1) <sup>更新</sup>

<b>正夕</b>	属性	会社との関係( )												
<b>K H</b>	<b>月</b> 11年	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	I	m
森本 三義	学者													
手島 恒明	他の会社の出身者													

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森本 三義		社外監査役の森本三義氏は、松山大学の教授ですが、当社は同大学に奨学支援目的で36万円(平成30年3月期実績)の寄付を行っております。	専門分野を含めた幅広い経験・見識に基づいた助言をいただくため。また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者(二親等)に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で監査活動を実施いただくことができると考えたため、独立役員として指定しています。
手島 恒明		社外監査役の手島恒明氏は、株主(持株 比率0.8%)でもある日本生命相互保険会 社の出身ですが、当社は同社から1億円 の融資(平成30年3月末現在)を受けてお ります。	専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただくため。また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者(二親等)に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で監査活動を実施いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定しています。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

「取締役報酬関係」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」欄に記載しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 <sup>更新</sup>



取締役に支払った報酬 10名 221百万円(うち社外取締役2名 13百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

取締役の報酬は、株主価値の向上と業績目標の達成に向けたインセンティブを高めることを目的として、「業績連動型の報酬」を含む体系としてお

取締役の報酬の総額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内とし、各取締役への配分は取締役会において決定しております。

取締役の報酬の算定方法は、代表取締役等の「役位」に応じて付与される「標準ポイント」に、前年度の会社および各取締役の業績に基づき付与 される「業績評価ポイント」を加えた各取締役の「ポイント数合計」に、「ポイント単価」を乗じて決定する方式としております。

(ただし、社外取締役と監査役については、職務の公正性に配慮して、固定報酬としております。)

加えて取締役は、報酬のうち毎月一定額以上を役員持株会に拠出して、当社株式を取得することとし、取得した株式は、在任期間中および退任 後1年間は継続して保有することとしております。

なお、取締役の報酬の額、算定方法等の検討にあたっては、複数名の独立社外取締役から適切な関与・助言を得ております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

#### (社外役員連絡会)

社外役員が、独立した客観的な立場に基づいて情報交換・認識共有が出来るように、取締役会上程議案について事前に十分な情報を提供する 社外役員連絡会を、平成26年7月に設置しました。会合は原則月1回開催しております。なお、社外役員の職務を補助する組織も設けておりま す、

(CSR推進・リスク管理委員会)

当社グループのCSR推進並びにリスク管理を統括する機関として、取締役及び監査役並びに委員長が指名した者が出席する「CSR推進・リスク 管理委員会」を定期的に開催し、グループ全体の内部統制システムに係る課題・対応を審議しております。

#### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職·地位	業務内容	勤務形態·条件 (常勤·非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
新田長彦	名誉顧問	公的・社会的貢献活動並びに人脈 と専門知識を活用した当社の営業 活動等の支援		2013/6/25	定年年齢内規有り
國枝信孝	名誉顧問	公的・社会的貢献活動並びに人脈 と専門知識を活用した当社の営業 活動等の支援		2016/6/25	定年年齢内規有り

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

2名

その他の事項

## 2.業務執行、監査·監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート·ガバナンス体制の概要) <mark>更新</mark>

当社は、取締役会による適正な経営管理を確保しつつ、監査役会による経営チェック機能を活用するために、監査役会設置会社を採用します。 (社外役員連絡会)

社外役員が、独立した客観的な立場に基づいて情報交換・認識共有が出来るように、取締役会上程議案について事前に十分な情報を提供する 社外役員連絡会を、平成26年7月に設置しました。会合は原則月1回開催しております。なお、社外役員の職務を補助する組織も設けておりま す.

(CSR推進・リスク管理委員会)

当社グループのCSR推進並びにリスク管理を統括する機関として、取締役及び監査役並びに委員長が指名した者が出席する「CSR推進・リスク 管理委員会」を定期的に開催し、グループ全体の内部統制システムに係る課題・対応を審議しております。

#### (取締役会、取締役)

当社の取締役は、平成30年6月22日現在8名(うち、代表取締役1名、社外取締役2名)です。取締役会は、社長が招集しかつ、議長となり原則月1 回開催しております。取締役会では、当社及び当社グループの戦略立案、意思決定、部門執行の監督・指導等を行っております。なお、取締役会 には監査役も出席いたします。

#### (経営会議)

平成30年6月22日現在の当社の経営会議は、常勤の取締役6名(うち執行役員との兼務6名)、執行役員5名及び社長が指名した者で構成されて おります。また、必要に応じて議案に関係のある者で社長が認めた者が参加する場合もあります。

経営会議は、社長が招集し、かつ議長となり原則月2回開催し、社長の業務執行に資する機関として経営の重要事項について協議しております。 (業況報告会)

業況報告会は、社長が招集し、かつ議長となり、取締役、執行役員および社長が指名した者をもって構成しております。

業況報告会は、経営会議で決議された事項のうち規程に基づき報告すべき事項の報告を行い、グループ全体の経営に関する意思決定事項の周 知徹底と相互理解を図り、意見交換を行っております。

## 監査・監督に係る事項

1.監査役監査および内部監査の状況

当社は、監査役会設置会社を採用しており、監査役会は4名で構成され、うち2名が社外監査役であります。取締役会への出席に加え、重要会議への出席や常勤監査役による事業所並びにグループ各社への往査によって監査・監視機能を発揮しております。

さらに、グループ全体の観点からは、親会社内部監査部門がグループ各社を定期的に往査し、内部統制の整備・運用状況などを確認するとともに、グループ各社の監査役で構成する監査役連絡会を設置し、連結経営に対応するようグループ全体の監査の実効性を高めております。なお、平成18年5月11日付取締役会において決議された内部統制システムの整備に関する基本方針により、監査役の職務を補助する組織を設け、監査役機能の強化を図っております。

## 2.会計監査の状況

会計監査における監査法人は新日本有限責任監査法人であり、業務を執行した公認会計士、補助者の状況は下記のとおりです。なお、監査報酬は公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規程する業務に基づく報酬が51百万円です。

業務を執行した公認会計士

前川 英樹氏 継続監査年数 - (注)

入山 友作 氏 継続監査年数 - (注)

ストックオプションの付与対象者

(個別の取締役報酬の)開示状況個別報酬の開示はしていない

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無なし

(注)継続監査年数が7年以内のため記載を省略しております。

補助者の構成

公認会計士 7名

会計試験合格者 12名

その他 7名

計 26名

## 3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会による適正な経営管理を確保しつつ、監査役会による経営チェック機能を活用するために、監査役会設置会社を採用しております。

これらの機能を十分に発揮するため、業務の執行と一定の距離を置いた独立社外取締役を複数名選任しており、このような現体制は取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保できるものと考えております。また、監査役会の半数を占める独立社外監査役を選任しており、取締役会における意思決定の適法性・違法性等について独立かつ客観的な監査が実施できるものと考えております。

これらに加えて、執行役員制度を採用し、意思決定(取締役会)と業務執行を分離することにより、適切な経営管理と効率的な業務執行の両立を図ると共に、常勤の取締役及び執行役員で構成する経営会議を設置し、社長の業務執行に資する機関として経営の重要事項について審議しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第89期定時株主総会は集中日を避け平成30年6月22日に開催いたしました。

## 2.IRに関する活動状況<sup>更新</sup>

	補足説明	代表者 自身記 明の無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	東京または大阪等にて開催される個人投資家向け説明会に参加しておりま す。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、中間、期末の決算発表後に説明会を開催しております。主な参加者はアナリスト、ファンドマネージャー、専門紙記者で各回30~50名が参加されます。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに「投資家の皆様へ」という項目を設け、決算短信、有価証券報告書、アニュアルレポート、業績の推移などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社における「R担当部署は、コーポレートセンター 経営管理グループです。担当役員は経営管理担当執行役員、事務連絡責任者は経営管理グループ部長です。	

## 3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	平成16年11月にステークホルダーの立場の尊重の必要性を盛り込んだ「ニッタグループ行動憲章」を制定しております。これを平成29年5月29日に「NITTAグループ行動憲章」に改訂しましたが、引き続きステークホルダーの立場の尊重の必要性を規定しております。その行動憲章を社員が常時携帯する社員手帳に掲載し社員の意識向上を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動に関しましては、グループ会社を含めて、平成13年3月に環境マネジメントシステムの審査登録を取得し、活動を行なっております。また、「NITTAグループ行動憲章」には環境保全活動も盛り込まれており、CSRの一環として地球環境を意識した良き市民となるべく活動しております。

## 内部統制システム等に関する事項

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### ・基本的な考え方

当社は、会社法第362条第4項第6号及び同法施行規則第100条に基づき、「NITTAグループ理念」を共有し、「NITTAグループ行動憲章」を実践するために、内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、これを常に見直しつつ改善を行い、当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を整備して次の通り運用しております。

1.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、株主総会及び取締役会議事録を文書で記録し、10年間保存しております。

また、その他重要文書は、社内規程に則り管理しており、監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧することができます。

2.取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループのCSR推進並びにリスク管理を統括する機関として、取締役及び監査役並びに委員長が指名した者が出席する「CSR推進・リスク管理委員会」を定期的に開催し、グループ全体のCSR推進ならびにリスク管理に係る課題・対応を審議しております。

- (1)当社グループの役員及び使用人の法令等遵守の徹底と、CSR活動の推進のために、「NITTAグループ行動憲章」を定めるとともに、「CSR推進・リスク管理委員会」内に「CSR推進部会」を設け、役員及び使用人への教育・研修を推進しております。
- (2)リスク管理を担当する機関として、「CSR推進・リスク管理委員会」内に「リスク管理部会」を設置し、リスクの把握及び回避・低減・未然防止に取組んでおります。
- (3)不祥事の未然防止や早期発見を目的に、経営陣から独立した内部通報制度(NITTAグループホットライン)を設けております。
- (4)事業活動において、品質・環境・労働安全衛生の継続的改善の実行に取組んでおります。
- (5)会社に著い1損害を及ぼす恐れのある事故その他の事象が発生した場合の初動対応を指揮命令する機関として、「危機管理本部」を発動し、 損害の拡大或11は事業が継続できなくなるリスクに対応します。
- (6)財務報告の適正性を確保するための体制を構築し、運用しております。
- (7)当社グループのリスクに関する内部監査を実施する体制を整備し、運用しております。
- 3.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)当社グループにおける各職位の権限および責任の範囲については、「職務権限規程」、「稟議決裁規程」並びに「関係会社管理規程」により適切に定め、効率的に職務執行する体制を確保しております。
- (2)取締役会の意思決定の迅速化とリスク管理のため、重要事項は、常勤役員で構成される経営会議で事前に協議・検討した後、取締役会で審議しております。
- (3)執行役員制度の下、取締役会の意思決定·監督機能と業務執行機能を分離させるとともに業務執行権限の委譲を行い、効率的な業務執行を 図っております。
- 4. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 関係法令及び「NITTAグループ行動憲章」に基づいて、公正な取引、企業倫理、環境保全及び社会貢献等の推進及び啓発活動を行っております。
- (2) 当社グループ会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づき、主管部門を定め、管理・助言・指導を行うと共に、経営上必要な事項に 関しては、主管部門を通じて当社への定期的な報告を義務づけております。
- (3) 次のような事項に関しては、担当部署を定め、当社とグループ会社で協力、支援体制を行っております。
- ·CSR、ISO、労働安全衛生の推進
- ・非常事態発生時の当社への報告体制等を定めた「危機管理マニュアル」作成
- ・当社内部監査部門による監査
- 5.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する組織を設け、監査役会の主導で職務を遂行する専属の使用人を置き、また、内部監査担当者を始め、社内関係者により協力をしております。

6.前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動に関しては、事前に監査役会と協議しております。

7.当社並びに当社子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社並びに当社子会社の取締役、及び使用人等が監査役に報告すべき事項は、法令、定款その他の社内規程に定められた事項としております。
- (2) 内部通報制度の一次窓口を外部に委託し、二次窓口は社外取締役並びに監査役として一時窓口から報告を受ける仕組みとしております。
- (3) 当社並びに当社子会社の役員及び使用人が、通報者の氏名等を知りえた場合であっても、通報したことを理由として通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課における否定的評価、その他通報者に対して不利益取扱いをしてはならないと規定しております。

8.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に 関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、経営会議、業況報告会等の重要会議に出席し、意見を述べることができ、これら監査役の職務の執行について生ずる費用等の請求については、その内容にかかわらず遅滞なく全額を支払うものと定めております。

また、内部監査部門並びに子会社の監査役は、実施した監査結果に関して、監査役と定期的な報告会を行い、情報の共有化を図っております。

#### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

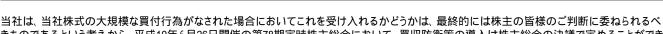
当社は、反社会的勢力排除に向け、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える勢力・団体には法令に基づき毅然として対処します。その旨を「NITTAグループ行動憲章」に定め、反社会的勢力と一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わないと定めております。

#### 1.買収防衛策の導入の有無

#### 買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明



きものであるという考えから、平成19年6月26日開催の第78期定時株主総会において、買収防衛策の導入は株主総会の決議で定めることができるとする定款変更を行いました。また、同時に買収防衛策の内容についても株主の皆様にお諮りし、ご承認をいただいております。その後、直近では、平成30年6月22日開催の第89期定時株主総会で、株主の皆様の承認を得て買収防衛策(以下「本買収防衛策」といいます。)を継続しております。本買収防衛策におきましては、当社株式に関わる大規模な買付行為の提案がなされた際、当該提案内容が当社の企業価値、株主共同の利益に及ぼす影響などについて株主の皆様が的確に判断できるよう、買付行為の提案者及び当社取締役会の双方から迅速に必要かつ十分な情報・意見・提案などの提供がなされ、さらにそれらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することを目的としたものであります。また、当社取締役会が株主総会を招集し、大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができることを明記しております。なお、その概要は次のとおりであります。

議決権割合が20%以上となるような当社株式の大規模買付行為を行おうとする者(当社取締役会が同意したものを除く)に対し、(1)事前に大規模買付者の概要、買付目的、買付価格の根拠及び経営方針などに関する必要且つ十分な情報を当社取締役会に提出すること、(2)当社取締役会による当該大規模買付行為に対する評価期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるべきであること、とするルールを設定し、このルールが遵守されない場合には、株主利益の保護のため、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う可能性があるとしております。

また、大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に、取締役の善管注意義務に基づき、前記の対抗措置をとることもあるとしております。

なお、公正を期するため、大規模買付行為に対して、取締役会が講じる措置の是非を検討し、取締役会に勧告する機関として、当社の社外取締役、社外監査役及び社外有識者をメンバーとする独立委員会を設置しております。

平成30年6月22日現在の独立委員会委員は下記の5氏です。

菅 充行氏(当社社外取締役)

中尾 正孝氏(当社社外取締役)

森本 三義氏(当社社外監査役)

手島 恒明氏(当社社外監査役)

宮林 利朗氏(社外有識者)

注:本買収防衛策の詳細については、当社ホームページに2018年5月11日掲載の「当社株式の大規模買付に関わる対応方針(買収防衛策)の継続について」(http://www.nitta.co.jp/?post\_type=news-release&p=21743&fnkey=news-release)をご覧下さい。

### 2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

## 1.CSR推進体制

平成16年1月にリスク管理委員会を設置(平成17年6月に「CSR推進・リスク管理委員会」に改称)し、災害・事故への対応から環境・安全・衛生(ISO14001、OHSAS18001認証取得)やコンプライアンス等に亘る広範囲な議題について審議を行っております。

平成17年6月には、企業倫理・遵法精神に基づ〈企業行動、事業活動を推進・啓発するためCSR推進室(現総務CSRグループ)を設置し、「ニッタグループ行動憲章」(平成29年5月に「NITTAグループ行動憲章」に改称及び内容の改訂を実施)に基づいて、ニッタグループで働くすべての者が、公正な取引、企業倫理、環境保全及び社会貢献等の推進並びに啓発活動を行っていくこととしております。

また、社内の不祥事の未然防止や早期発見を目的とした内部通報制度(NITTAグループホットライン)を設けております。 今後もリスク管理体制の強化充実を図るとともに、社会貢献を含めたCSR(企業の社会的責任)の推進に取り組んでまいります。

#### 2. 内部者取引の未然防止に向けた体制整備

当社は、役職員等による金融商品取引法第166条および同法第167条の遵守を確保するために「NITTAグループ行動憲章」において未公表の情報に基づき、株式等の売買は行わないこととしております。また、「重要情報の管理及び開示規程」および「インサイダー取引防止規程」において、情報管理体制の整備を行い、不公正取引を排除しております。

また、日本証券業協会のJ-IRISSに役員に関する情報を登録し、インサイダー取引などの法令違反の未然防止、証券市場の信頼性確保に協力しております。

# コーポレート・ガバナンス体制

